

利用に当たって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 10 号）であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）により実施される。

(3) 調査の期日

平成 16 年工業統計調査は、平成 16 年 12 月 31 日現在で実施している。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 F - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。工業統計調査は、西暦末尾 0,3,5 及び 8 年については、全数調査を実施し、それ以外の年は、従業者 4 人以上の事業所を調査の対象としている。

なお、調査日現在において、休業中、操業準備中又は操業開始後未出荷の事業所については調査の対象としたが、集計には含まれていない。

(5) 調査の単位

個々の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）を調査の単位としている。したがって、同一企業が複数の工場を所有している場合は、それぞれの工場ごとに調査している。また、同一構内であっても経営主体が異なれば、それぞれ別の事業所として調査している。

(6) 調査の種類

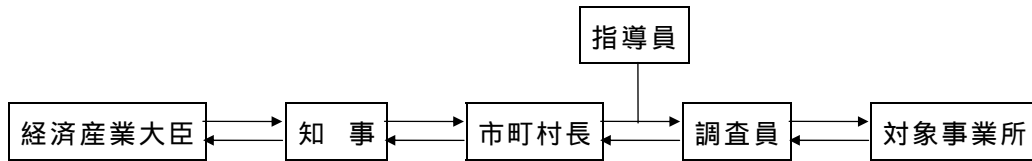
甲調査：従業者 30 人以上の事業所を対象として調査している。

乙調査：従業者 29 人以下の事業所を対象として調査している。

(7) 調査の方法

ア 甲調査については「工業調査票甲」、乙調査については「工業調査票乙」をそれぞれ用い、調査員が対象事業所に調査票を配布して記入を依頼し、回収するという方法で調査している。

イ 調査の系統



(8) 調査事項

調査事項は、付録の各調査票様式のとおりである。

(9) 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業格付けの方法は、次のとおりである。

ア 一般的な方法

製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。

製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので、上2桁の番号(中分類)を決定する。次に、その決定された上2桁の番号の品目について、前記と同様な方法で上3桁の番号(小分類)、さらに上4桁の番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付けとする。

イ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により事業所の産業格付けをしているものがある。

2 用語の説明等

(1) 用語の説明

事業所	一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一 区画を占めて主として製造又は加工を行っているものである。
従業者数	常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。
常用労働者	次のいずれかの者をいう。 ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。 イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前 月にそれぞれ18日以上雇われていた者。 ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者等は上記に準じる。 エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。 オ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支 払いを受けている者。

個人事業主及び 無給家族従業者	業務に従事している個人事業主及びその家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務に携わっていない事業主とその家族で手伝いをする程度の者は含まれない。
現金給与総額	1年間に支給された給与（基本給，諸手当等）及び特別に支払われた給与（賞与等）の額とその他の給与（退職金等）の額の合計である。
原材料使用額等	1年間における原材料使用額，燃料使用額，電力使用額及び委託生産費の合計であり，消費税額を含んだ額である。
原材料使用額	主要原材料，補助材料，購入部分品，容器，包装材料，工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり，原材料として使用した石炭，石油等も含んでいる。また，下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には，支給した原材料の額も含んでいる。
燃料使用額	生産段階での使用額，荷物運搬用及び暖房用の燃料費，購入ガスの料金，自家発電用の燃料費等である。
電力使用額	購入した電力の使用額であり，自家発電は含んでいない。
委託生産費	原材料又は中間製品を他の企業等に支給して，製造又は加工を委託した場合，これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。
製造品出荷額等	1年間における製造品出荷額，加工賃収入額，修理料収入額，製造工程から出たくず，廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり，消費税等内国消費税を含んだ額である。
製造品の出荷	事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を平成16年中にその事業所から出荷した場合をいう。また，次の場合も製造品の出荷に含まれる。 ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの。 イ 自家使用されたもの。（その事業所において最終製品として使用されたもの。） ウ 委託販売に出したもの。（販売済みでないものを含み，平成16年中に返品されたものを除く。） エ 割引，値引されたものは，その分を差し引いた販売実価である。
製造品出荷額	工場出荷額によっており，消費税等内国消費税を課せられたものは，その税額を含めた工場出荷額である。
加工賃収入額	1年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し，あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合，これに対して受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃である。
製造品，原材料 及び燃料の在庫 額並びに半製品 及び仕掛品の価額	事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり，原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含み，他から支給された原材料及び下請け加工した受託生産品並びに仕入れてそのまま販売するものは含まない。

有形固定資産に関する数字	<p>1年間における数字であり、帳簿価額によるほか、次によっている。</p> <p>建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額である。</p> <p>有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。</p>
リース契約額	<p>賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を越え、契約期間中原則として中途解約のできないもので、平成16年1月から12月までにリース物件が納入、設置され検収が完了し物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額（リース料総額）で消費税を含んだ金額である。</p>
リース支払額	<p>平成16年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額で消費税を含んだ金額である。</p>
事業所敷地面積	<p>事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積である。</p>
事業所建築面積	<p>事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積をいう。また、調査日現在建築中のものであっても、帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものは含めている。</p>
事業所延べ建築面積	<p>事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計である。</p>
公共水道	<p>都道府県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水道をいう。</p>
工業用水道	<p>飲料に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水道をいう。</p>
上水道	<p>一般の水道水のこと、飲料に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。</p>
地表水・伏流水	<p>河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）と河川敷又は旧河川敷内において、集水埋きよによって取水した水（伏流水）の合計をいう。</p>
井戸水	<p>浅井戸、深井戸又は湧泉から取水した水をいう。</p>
その他の淡水	<p>上水道、地表水・伏流水及び井戸水のいずれにも属さない淡水であって、回収水にも属さないものをいう。例えば、農業用水路から取水した水、他の工場から供給を受けた水などをいう。</p>
回収水	<p>事業所内で一度使用した水を、冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水をいい、上記の施設を通さずに循環して使用しているものも含んでいる。</p>
海水	<p>海又は河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水（塩素イオン200PPM以上）である。</p>
ボイラ用水	<p>ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水をいう。</p>
原料用水	<p>製品の製造過程において、原料としてそのまま使用された水あるいは製品原料の一部として添加使用された水をいう。</p>

製品処理用水及び洗じょう用水
 冷却用水
 温調用水
 その他の用途に使われた水

原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用された水及び工場の設備又は原料、製品の洗じょう用に供された水をいう。
 工場の設備又は製品の冷却用に使用された水をいう。
 工場内の温度又は湿度の調整のために使用された水をいう。
 ボイラ用水，原料用水，製品処理用水及び洗じょう用水，冷却用水，温調用水に含まれない就業者の飲用，入浴用，その他の雑用水をいう。

消費税を除く内国消費税額

酒税，たばこ税，揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。

推計消費税額

平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものである。

内国消費税額

消費税を除く内国消費税額と推計消費税額の合計である。

算式

生産額及び付加価値額等の諸算式は、次のとおりである。

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額})$$

生産額は、従業者数 30 人以上の事業所のものであり、従業者数 29 人以下の事業所については、製造品出荷額等の数値を生産額としている。

$$\text{付加価値額} = \text{生産額} - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額} - \text{原材料使用額等}$$

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$

$$\text{現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$

$$1 \text{ 事業所当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{事業所数}}$$

$$\text{従業者 1 人当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{従業者数}}$$

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{資産の取得額} + \text{建設仮勘定の増減}$$

従業者規模別

区分は、次のとおりである。

従業者規模層	従業者規模
小規模層	4人～9人 10人～19人 20人～29人
中規模層	30人～49人 50人～99人 100人～199人 200人～299人
大規模層	300人～499人 500人～999人 1,000人以上

産業3類型別

区分は、次のとおりである。

基礎素材型産業

木材・木製品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，化学工業，石油製品・石炭製品製造業，プラスチック製品製造業，ゴム製品製造業，窯業・土石製品製造業，鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業

加工組立型産業

一般機械器具製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，電子部品・デバイス製造業，輸送用機械器具製造業，精密機械器具製造業

生活関連・その他型産業

食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，衣服・その他の繊維製品製造業，家具・装備品製造業，印刷・同関連業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業

特化係数

全体における構成比を基準にして，各区分での構成比がその何倍にあたるかを示し，全体と比較してどの程度の偏りをもっているかを表す指標である。

(2) 産業分類の略称は、次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類	産 業 3 類 型		
		基礎素材型	加工組立型	生活関連・ その他型
食 料 品	09 食料品製造業			
飲料・たばこ	10 飲料・たばこ・飼料製造業			
織 維	11 繊維工業			
衣 服	12 衣服・その他の繊維製品製造業			
木材・木製品	13 木材・木製品製造業			
家具・装備品	14 家具・装備品製造業			
パルプ・紙	15 パルプ・紙・紙加工品製造業			
印 刷	16 印刷・同関連業			
化 学	17 化学工業			
石油・石炭	18 石油製品・石炭製品製造業			
プラスチック	19 プラスチック製品製造業			
ゴ ム 製 品	20 ゴム製品製造業			
皮 革 製 品	21 なめし革・同製品・毛皮製造業			
窯業・土石	22 窯業・土石製品製造業			
鉄 鋼	23 鉄鋼業			
非鉄金属	24 非鉄金属製造業			
金属製品	25 金属製品製造業			
一 般 機 械	26 一般機械器具製造業			
電 気 機 械	27 電気機械器具製造業			
情報通信機械	28 情報通信機械器具製造業			
電 子 部 品	29 電子部品・デバイス製造業			
輸 送 用 機 械	30 輸送用機械器具製造業			
精 密 機 械	31 精密機械器具製造業			
そ の 他	32 その他の製造業			

(3) 広域圏別の区分は次のとおりである。

広 域 圏	市 町 村 (平成16年12月31日現在)
仙 南 圏	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
仙台都市圏	仙台市(青葉区, 宮城野区, 若林区, 太白区, 泉区), 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村
大 崎 圏	古川市, 色麻町, 加美町, 松山町, 三本木町, 鹿島台町, 岩出山町, 鳴子町, 涌谷町, 田尻町, 小牛田町, 南郷町
栗 原 圏	築館町, 若柳町, 栗駒町, 高清水町, 一迫町, 瀬峰町, 鶯沢町, 金成町, 志波姫町, 花山村
登 米 圏	迫町, 登米町, 東和町, 中田町, 豊里町, 米山町, 石越町, 南方町
石 巻 圏	石巻市, 河北町, 矢本町, 雄勝町, 河南町, 桃生町, 鳴瀬町, 北上町, 女川町, 牡鹿町
気仙沼・本吉圏	気仙沼市, 志津川町, 津山町, 本吉町, 唐桑町, 歌津町

(4) 記号及び留意点

- ・この統計表中の「-」は該当数値なし, 「0.0」は端数四捨五入のための単位未満, 「 」はマイナスの数値を表し, 「X」は事業所数が1又は2の場合に, 個々の事業所の秘密が漏れる恐れがあるため, 秘匿した箇所である。また, 3以上の事業所に関する数字でも「X」で表したのは, 1又は2の事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合に秘匿した箇所である。ただし, 指定統計調査の結果における従業者数の取扱いについては, 秘匿を解除することとなったため, 本年の公表より従業者数の秘匿は行わない。
- ・数値の単位未満を四捨五入しているため, 内訳と合計が一致しない場合がある。
- ・この報告書の数値は, 特にことわり書きのない場合, 従業者4人以上の事業所で集計している。
- ・文中及び表中の市町村名及び集計数値については, 調査期日である平成16年12月31日現在の市町村としている。
- ・この報告書は, 国の公表に先立ち県が独自に集計し公表するもので, 後日, 経済産業省が「工業統計表」として公表する数値と相違することがある。

問い合わせ先 -----
宮城県企画部統計課商工経済班
住 所 : 〒980 - 8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話番号 : 022 - 211 - 2458
ホ - ムペ - ジアドレス : <http://www.pref.miyagi.jp/toukei/>